

国近整猪総第32号
平成16年1月7日

尼崎市長 様

近畿地方整備局
猪名川河川事務所長

「河川整備計画基礎原案」について（説明）

厳寒の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」について淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。

この度、いただいたご意見を反映した、「河川整備計画基礎原案」を作成し委員会へ提出したところです。つきましては、基礎原案の説明をさせていただきたく存じます。

なお、今後、本案に対する淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様のご意見を踏まえて修正し、地域開発、水需要、防災等の他の計画も受けて、河川整備基本方針の策定後、法令に基づく手続きを行い、河川整備計画を策定していくものであります。

○問合せ先： 調査課 大槻 工務課 人見
TEL 072-751-1111

その他： 大変お忙しい中恐縮ではありますが、基礎原案に関するご意見・ご質問がございましたら、平成16年2月3日までに、ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、頂いたご意見につきましては、公表させていただくことを念のため申し添えます。

尼河第529号

平成16年2月3日

国土交通省近畿地方整備局

猪名川河川事務所長様

尼崎市長 白 井



「河川整備計画基礎原案」について（回答）

（対、平成16年1月7日付け国近整猪総第32号）

みだしのことについて、別紙のとおり回答します。

以 上

（土木局河港課河川担当）

担当 安田、池町

電話 06-6489-6498

(別添)

1. 河川整備計画基礎原案の文章表現等についての意見

○ P14 2.4.4

「河道内の樹林の繁茂により砂洲特有の、生物の生息・生育環境が失われている」というのは、「水位の低下」等による影響であり、文章表現として前行とのつながりが読み取りにくく「河川の自然遷移による河畔林の形成」そのものが環境悪化ととられるような表現になっている。

また、同じ項で、漁獲高について、琵琶湖と淀川は過去からの変化を記載しているが、併記されている猪名川は平成 12 年度のデータだけを記載しているのは何故か。

○ P20 4.2.1

河川形状で「川が川をつくる」とあるとおり、「変動する水と土砂の流れの結果としての瀬と淵や河原等多様な形状・・・」の視点から見ると、ワンドの人工的整備 (P32 他) は近自然工法の一部とはみなせるが、「川が川をつくる」自然復元とイコールではないという視点が必要であると考えられる。

○ P21 4.2.6

「河川に流れ込む支流や水路等を含めた・・・生物に配慮した水位管理・・・」は「検討する」というのは、河川審議会平成 11 年 3 月「今後の水利行政のあり方について」の中で農業用水路網などにおける渇水時の安定的取水や環境用水が災害対策、自然環境保全の視点から言及されている点等を考慮するともう少し踏み込んだ記載が必要ではないか。

次行の「外来種対策」においては推進するとしている点のバランスから考えても自然環境保全の施策について踏み込んで記載することが必要であると思われる。よって、5.2.3 水量についても同様に小規模下流河川、水路網の維持用水の視点が必要であることから「河川に流れ込む支川や水路等」の後に、「又、農業用水として導水している水路など」と追加して頂きたい。

○ P39 5.2.6

「外来種の減少を目的とした自治体の条例制定」について、環境省等において外来種対策に関する手法が検討されている段階で、外来種の減少だけを目的とした条例の制定は限定的すぎると考えられる。外来種の増加と、在来種の減少は、外来種の侵入のみによりおこるのではなく、人為的環境破壊などの諸条件と深く関連し合っている。つまり、外来種の駆除だけを実施しても、在来種の生育基盤の回復なくしては、多くの種において効果はあまり期待できない。この点を考慮すると、外来種対策はより包括的に「自然

環境の保全復元」を目的とした条例の中の一部として捉えるべきではないか。

○ P39 5.2.8

生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工に関して、工事時期への配慮とともに、工事区間への配慮も必要であると考えられる。(均一な自然環境の連続している河川区域においては、一部の工事施工であれば、工事後の周辺からの生物種の自然補給、回復が可能であるが、広範囲に工事を実施してしまうと、不可逆的にその範囲のみを生息場所としていた固有種を絶滅に追い込む恐れがある)

○ P46 5.4.(2) 2)

農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮するとあるが、特に非灌漑期(冬期間)の水路網への導水要望が高まっているので、その旨、明記して頂きたい。

2. 河川整備計画基礎原案に掲載されている個別事例に対しての意見

○ P33 5.2.1 (2) 2)

縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。とあり、本市の大井水利組合が河川占用を受けて設置している大井井堰も対象となっているが、「魚類等の遡上・降下に配慮した構造」に改良する場合、その構造により堰の水位に変化が生じ、取水量に影響が出るようでは営農に支障をきたす。よって、現状の取水量を維持、確保できるよう、また、当該水利組合及び本市と費用区分も含め十分協議の上、実施して頂きたい。

以 上